

## 山形県青少年健全育成条例の一部改正の概要

### 1 理由及び内容

麻薬及び向精神薬取締法の改正により、大麻が麻薬に含まれることとなったこと及び覚せい剤取締法の改正により、「覚せい剤」が「覚醒剤」と表記されているため、規定の整備を行うもの。

また、「みだらな」、「とばく」が常用漢字表に追加されていることなどから、あわせて規定の整備を行うもの。

### 2 施行期日

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。